

# 公 募 公 告

宇部地方合同庁舎の一部において、行政財産使用許可を受けて有償により自動販売機（清涼飲料水等）を設置運営する業者について、次のとおり公募します。

令和5年1月11日

法務省所管国有財産部局長  
山口地方法務局長 石崎司

## 1 公募に付する事項

### (1) 件名

宇部地方合同庁舎自動販売機（清涼飲料水等）設置及び運営業務

### (2) 設置場所

山口県宇部市新町10番33号

宇部地方合同庁舎内1階

### (3) 設置台数

自動販売機（清涼飲料水等） 1台

### (4) 使用許可期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### (5) 選定方法

自動販売機設置に係る国有財産使用料（年額）について、有効な見積書を提出した者のうち、山口地方法務局長が定める予定価格以上で、最も高額な年間使用料をもって見積もった者を設置事業者と選定する。

## 2 公募資格要件

### (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

### (2) 国税及び地方税を完納していること。

### (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 手続等

募集要領に従い、必要書類を提出すること。

#### (1) 担当部局

〒753-8577 山口市中河原町6番16号（山口地方合同庁舎2号館4階）  
山口地方法務局会計課施設係（担当：山下）  
電話 083-922-2295（音声案内4→3）

#### (2) 書類の提出期限、場所及び方法

##### ア 提出期限

令和5年2月15日（水）午後5時15分

##### イ 提出場所及び方法

上記(1)の場所に持参若しくは郵送（提出期限内必着）すること。

### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 手続の無効  
本公告に示した公募資格のない者がした手続、誓約書等に虚偽の記載をした者がした手続及び公募に関する条件に違反した手続は無効とする。
- (3) 詳細は募集要領による。